# 冷蔵設備規則

# 2020年 第1回 一部改正

 2020 年 6 月 30 日
 規則 第 32 号

 2020 年 1 月 22 日
 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (\*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。 2020年6月30日 規則 第32号 冷蔵設備規則の一部を改正する規則

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2 章 検査

### 2.1 一般

#### 2.1.2 検査の実施及び時期

- -2.(4)を次のように改める。
  - -2. 登録を維持するための検査

登録された冷蔵設備は、登録を維持するために検査の種類に応じて次に掲げる時期に検査を受けなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。